

平成 29 年 (2017 年) 6 月 14 日
企画経営部 行革推進課 財政課

全事務事業見直しについて

1 全事務事業見直しの目的

本市の財政状況は、平成 29 年 6 月作成の財政見通しに表すとおり、国からの交付金の減少などにより、第 2 次行財政運営アクションプランで効果見込額を掲げる取組を達成しても、今後 5 年間で約 32.5 億円の財源不足という、極めて深刻な状況に直面しています。

更に今後、市民生活に直結するごみ処理施設の建設などの財政需要に対応する必要がある一方で、基金は減少しており、既存事業でさえ、継続していくことが厳しい状況となります。

このような厳しい財政状況に対応し、健全な行財政運営のために、全事務事業の見直しを行い、限られた財源を有効活用し、持続可能な行財政運営を目指します。

2 全事務事業の見直しの観点

各担当部において、所管する全事務事業について、事業を実施しない場合の影響や事業の緊急性、市民ニーズ、公平性などの観点により、次項における様々な角度から見直しを行い、事業の方向性（廃止、一部廃止、休止、縮小、改善、コスト削減など）を決定します。

3 主な点検内容

- (1) 国・県制度の上乗せや横出しによる拡充しているもの
- (2) 国又は県が実施する事業と同様又は類似しているもの
- (3) 市において同様又は類似している事業が他に存在するもの
- (4) 市単独で行っているもの（市単独の扶助費など）
- (5) 民間で実施している又は実施可能なもの
- (6) 社会情勢の変化により事業の目的が時代に合っていないもの
- (7) 事業成果の低いもの（指標の目標値とのかい離の大きいもの、費用対効果の低いもの）
- (8) 行政評価委員会や監査委員などから指摘や意見があったもの
- (9) 阪神各市と比べて、使用料・手数料の低いもの
- (10) 阪神各市のうち、いずれかで実施されていないもの、または、阪神各市の標準（平均など）以上に上乗せや対象の拡大等を行っているもの
- (11) 将来世代にも負担を求める事業であり、公共施設などの建設事業内容（大規模修繕を含む。）
- (12) 公共施設の維持管理に関するもの
- (13) イベント（同様のもや同じ日に開催しているものなど）
- (14) 宝塚市補助金交付基準に適合していない補助金制度
- (15) 収入未済（繰越事業の財源を除く。）や不納欠損が発生しているもの
- (16) 使用料・手数料等、受益者負担の原則に従い適正な料金設定がされていないもの

4 全事務事業見直しの流れ

- | | |
|----------------|--|
| 6月から
8月中旬 | (1) 【事業の点検】「 <u>事務事業点検票</u> 」に基づき担当課で事務事業を点検
担当課において客観的に全事務事業の点検を行い、事業の方向性（廃止、一部廃止、休止、縮小、改善など）について担当部意見を記入する。 |
| | (2) 【一次ヒアリング】 <u>行革室・政策室ヒアリング</u>
事務事業点検票をもとに行革室・政策室がヒアリングを行う。 |
| | (3) 【方向性(案)の決定】 <u>事業の方向性(案)</u> を決定
一次ヒアリングの結果を踏まえ、事業の方向性（廃止、一部廃止、休止、縮小、改善など）を決定 |
| 8月中旬から
8月下旬 | (4) 【二次ヒアリング】 <u>市長・副市長ヒアリング</u>
方向性の決定をもとに、各事業について市長・副市長ヒアリングを実施 |
| | (5) 【方向性の最終決定】 <u>事業の方向性</u> を最終決定
市長・副市長ヒアリングにより、事業の方向性（廃止、一部廃止、休止、縮小、改善など）を確定 |
| 9月以降 | (6) 第2次行財政運営アクションプラン・予算編成への反映
方向性の確定内容に基づき見直しする事務事業の取組などについて第2次行財政運営アクションプランに位置付け、予算編成に反映する。 |

5 具体的見直し作業

後日、別途通知します。